



# 議会だより



## 12月定例会



# 春 ま ち か

沢底の福寿草



天竜川のカルガモ

## 第16号

平成17年(2005年)  
2月1日

- 発行/辰野町議会
- 編集/議会広報委員会

条例審査から

～総務文教常任委員会～

～経済建設常任委員会～

p.2～3

請願・陳情のゆくえ

p.4～5

意見書を国に提出

p.6

# 条例の審査から

- 町税等の滞納に対する特別措置についての条例
- 消防団に関する条例の一部改正
- 商工業誘致に関する条例の一部改正

## 町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の制定 慎重な論議を求めて継続審査に

### 総務文政

#### 常任委員会審査

決せず継続審査とするべきである」などの意見があり、「氏名公表はおどしになる」と否決を求める意見もありました。

「負担の公平性」の観点から「著しく賦課性を欠く者、いわゆる要質な滞納者」に対しての滞納整理をすすめるために、新たな制度をつくらうとするのが本案提案です。

審査では、「滞納者の氏名の公表は人権保護の観点から問題」「景下で初めての条例であり、人権に関わることなので慎重に」「事実確認があった場合は町が不利になるのではないかなど、人権にかかわることなどから慎重に議論するべきである」との意見や、「差し押さえ等、現在取り入れている手法を再度検討するべきである」「今回は採

その一方、「審査会は弁護士を含め五人程度の構成になるので、良識ある判断がされるのではないかと」町民の多くが、氏名公表は当たり前だと言っているなど、可決を求める意見もありました。

採決の結果、賛成2、反対1、継続審査となり、賛成と継続審査が同数となったため、委員長が採決権により継続審査としました。

なお、議会としては、引き続き努力的にこの案件について研究する必要があるとの結論から、議会閉会中に

①納税することができ

のに納税しない者、すなわち「著しく賦課性を欠く者、要質な滞納者」と言われる該滞納者の実態確認

討論では「主要な論点となっている氏名等の公表問題は、まちづくり町民会議で氏名公表の考えが示されていること、指摘されている人権、プライバシー保護との関連については、審査会が設置されているので問題はないと考えられるから原案に賛成であり、今議会での議決を求める」との意見と、「今回の条例案は、有識者から憲法に抵触するという意見が寄せられており、さらに、経過からすれば、今議会に突然提案されたものであり、町民にとって多大な影響のある条例であるにもかかわらず広く町民的な議論がされていらない、すなわち今回の条例案は、制度上も運用上も更に検討するべき多くの問題点があると考えられるので、委員長報告のとおり、継続審査として委員会を中心に徹底した審議をするべきである」との継続審査に賛成する意見がありました。

### 本会議での討論

この条例については、付託された総務文教常任委員会での審議結果は「継続審査」でした、これに対して

- ②国租徴収法に準じた手法により徴収率の向上を図ることが無理なのかどうかの研究、また、他の手法により成果をあげている自治体の事例研究
- ③すでに条例化している自治体の実態調査
- ④町民や専門家より幅広い意見を聞くために、意見聴取や公聴会の開催等について、積極的に取り組むことにしました。

採決の結果、賛成多数で継続審査となりました。

消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正について

機務文致

常任委員会審査

本条例は社会情勢の変化により、団員の定数を現在の550人から、常時出勤可能な496人に見直すために提案されたものです。審議は、「見直しにより消防団に給付されている分回還費が、減額となるようであるが支障はないか」との質問に対して「地元に対して依存することなく、現状の範囲内で活動することが分回長会議で了解済みである」との答弁があり、全委員で可決しました。



その後の本会議でも全員一致にて可決しました。

決しました。

なお、「消防団員の定数減により、地域の自主防災組織の強化・充実が急務である」との意見が出され、全員の意思として確認されました。

その後の本会議で全員一致にて可決しました。

后野町商工業誘致及び振興条例の一部を改正する条例について

経済建設

常任委員会審査

后野町内の事業者の育成と企業誘致を促進するため、南バル跡地や新町工業団地などの特定地域への工場又は企業施設の新設に対しても補助金を交付する旨であり、町の産業を振興させる効果が期待されるとして、全委員で可決しました。

議員発議意見書2件提出された

「地方交付税所要総額確保に関する意見書」は採択

議会最終日に、「平成17年度地方交付税総額の確保に関する意見書提出について」と「自衛隊のイラクからの早期撤退を求める意見書提出について」の2件の議員発議がありました。

議案最終日に、「平成17年度地方交付税総額の確保に関する意見書提出について」と「自衛隊のイラクからの早期撤退を求める意見書提出について」の2件の議員発議があり、全委員一致にて可決されました。

イラクから自衛隊を一刻も早く撤退するよう政府に意見書を提出したい」との内容でした。討論では、「復興支援の名のもとに自衛隊が派遣され、1年過ぎてみると戦間が激しくなり、イラク国民も米軍も犠牲者が増えて危険地帯になっており、自衛隊が戦間巻き込まれる危険がある、派遣延長に国民世論の60%が反対しており、速やかに撤退すべきである」との賛成意見と、「人道支援・復興支援の国際貢献することは必要である、日本の安全保障の面から米軍との同盟は大切である、派兵に賛成したのだから途中で撤退に賛成する訳にはいかない」との反対意見があり、採択の結果、賛成少数(7名)で否決されました。

交付税所要総額

確保の意見書

地方交付税所要総額の確保に関する意見書提出の趣旨は、「国の三位一体改革で平成16年度においては、理不尽な地方交付税の大幅な削減が行われた。来年度以降の地方交付税改革についての政府・与党合意は、地方団体の安定的な財政運営に必要な交付税、地方税など一般財源の総額を確保すると明記している。よって、平成17年度の地方交付税については、平成16年度の額を踏まぬよう、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう要請する」ものです。

発議の趣旨は、「政府は、自衛隊のイラクへの派兵を1年間延長することを決定したが、戦争の大義が崩れたこと、米軍の無差別攻撃によりイラクの治安情勢が深刻になっていること、自衛隊の派遣地域は「非戦闘地域」とは言えなくなっていることなどが、

討論では、「復興支援の名のもとに自衛隊が派遣され、1年過ぎてみると戦間が激しくなり、イラク国民も米軍も犠牲者が増えて危険地帯になっており、自衛隊が戦間巻き込まれる危険がある、派遣延長に国民世論の60%が反対しており、速やかに撤退すべきである」との賛成意見と、「人道支援・復興支援の国際貢献することは必要である、日本の安全保障の面から米軍との同盟は大切である、派兵に賛成したのだから途中で撤退に賛成する訳にはいかない」との反対意見があり、採択の結果、賛成少数(7名)で否決されました。

# 請願・陳情のゆくえ

## 採択(一部採択を含む)

在日米軍管天間基地の早期返還・日米地位協定の抜本改正を求める意見書採択の陳情

米軍基地があることによる沖縄県民の苦しみや危険性を考えると、在沖縄米軍基地の早期返還は必要なことであり、同時に、安全な暮らしを取り戻すには日米地位協定の抜本改正が必要であるとの認識から、全会員一致で採択としました。

- ①消費税率の引き上げは行わないこと。
- ②年収1千万円を超える

消費税の税率据え置き等に關する意見書の提出についての陳情

本陳情は

①消費税率の引き上げは行わないこと。

②年収1千万円を超える

業者の課税業者化の凍結

及び開業課税制度の適用上限を現行の億円から5千万円へ縮小することの凍結を国に求める内容です。

審査では、「景気の後述

している中で、税率を上げるのはよくない」「消費税を徴収しながら国に納めていない業者がいることは看過できない」などの意見が出され、結論として「消費税率の引き上げは行わないこと」に修正をし、全会員一致で一部採択としました。

安全・安心の医療制度の確立を求める陳情

陳情項目

- ①新たな高額療養者からの医療保険料の徴収や保険外



負担の拡大、国保などの運営主体を都道府県にするなど、抜本改革計画を撤回すること。

②混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

③医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

④医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑤医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑥混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑦医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑧医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑨医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑩混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑪医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑫医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑬医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑭混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑮医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑯医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑤医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑥混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑦医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑧医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑨医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑩混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑪医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑫医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑬医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑭混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑮医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑯医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

⑰医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

⑱混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。

⑲医療保険の患者負担を3割から2割に引き下げる

こと、高額療養者の窓口負担を軽減すること。

⑳医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強

化し、いのちと安全にかかわる財政措置を講ずること。

㉑医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。

㉒混合診療、株式会社への参入などの医療の官利化は行わないこと。



陳情の内容

①の陳情項目については、一般的、抽象的な項目部分や国においてまだ議論されていない部分が含まれていることおよび表現が要請でない部分があることなどから「高額療養者の窓口

負担を軽減すること」に修正しました。

②の陳情項目については、一長一短があることから世論も賛否両論があり、慎重に対応するへきであるとの結論から「混合診療、株式会社への参入などは慎重に検討すること」に修正しました。

③の陳情項目については、患者の3割負担はすでに制度化されており、協議会においては過去に賛成して経過があるので、「高額療養者の窓口負担を軽減すること」に修正しました。

④の陳情項目については、原案とおり採択しました。

⑤の陳情項目については、国関係の職員だけでなく民間を含めた全体の職員を増やす政策を講ずるへきであるとの立場から「医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること」に修正しました。

以上のとおり、賛成多数で一部採択としました。

誰もが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める陳情

陳情項目

- ① 2割〜3割への利用料の引き上げはやめること。
- ② 任氏親非課税者の利用料は3%とする。
- ③ 介護保険施設の部費代、食費などの利用料負担を増やさないこと。
- ④ 保険料の引き上げや20歳からの徴収をやめること。
- ⑤ 国の制度として、保険料の減免制度を設けること。



⑤の陳情項目については、採択しました。③の陳情項目については、在宅での介護には家賃や光熱費なども自己負担となり、それに対して、施設利用者が払っているのは、要介護度に応じた1割の自己負担分と、毎日の食事程度

- ⑥ 障害者支援費制度との統合をやめること。
- ⑦ 要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。
- ⑧ 施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任ですめること。

要請の内容

①の陳情項目については、利用料は所得に応じ格差をつけるべきとの意見から、「一律2割〜3割への利用料の引き上げをやめ、支払能力に応じた負担制度に改めること」に修正しました。

であり、ここに不公平感がある。多量な負担の原則から、施設のホテルコストはやむを得ないとの意見から削除しました。④の陳情項目については、保険料の改定は3年ごとに見直すことが定められており、また今回の国の見直しでは削減されておらず、国では先送りの方針を示しているとの削除しました。⑤の陳情項目については、減免制度の実施については各自自治体に委ねられているので、減免ができる規定を設けるべきとの結論から、「国として、減免制度の基準を設けること」に修正しました。⑥、⑦及び⑧の陳情項目については、陳情どおり採択しました。以上賛成多数にて一部採択としました。

環境保全・社会資本整備などの生活関連の公共事業を充実させるため、天竜川上流工事事務所の機構整備充実を求めることは必要であります。「公務員制度改革」の議論の中では、国家公務員の削減が求められており、その方向は妥当と考えられるので増員はよくない」という意見があり、公務員制度改革に関わる部分を除いて一部採択としました。

不採択

自衛隊のイラク派兵延長に反対する意見書採択の陳情

審査で出された意見は「12月9日に閣議決定されていることであり、議論することではない」「民間人ではだめで、自衛隊でこそできることであり、不採択とするべきである」「人道支援でありやむを得ない」「イラクの国民は喜んでい」「途中で帰ってくる」とは国際的にも批判をされる。国際貢献の立場で頑張りたい」「復興支援については政府の説明不足もある、よくないが決まってしまったこと」「イラク戦争に大義がない。戦闘状態が続くイラクへ自衛隊を派遣し続けることは、イラク特措法にも反している」など陳情趣旨に対して反対賛成の立場から多くの意見が出されましたが、結論として、すでに閣議決定されてしまっているため不採択としました。

継続審査

温暖化対策税の創設を求める陳情

地球温暖化防止のため、森林整備や保全を推進することは急務となっております。しかし、環境税、温暖化対策税の導入はさまざま議論がされており、十分な検討が必要であり、継続審査としました。

温暖化対策税の創設を求める陳情

## 陳情に基づき、5件の意見書を辰野町議会として国に提出しました

議会への請願・陳情ってどのような効果があるの？

請願と陳情は町民のみなさんの意見や要望を、町議会を通して行政に反映させる制度です。議会では、請願・陳情を所管の常任委員会で審査し、本会議で採択、不採択などの結論をだします。採択された請願や陳情のうち、町に関するものは町長に文書を送付し、必要に応じて処理結果の報告を求めます。又、国や県に対するものは、町議会として意見書にまとめ、国や県に送付しています。

今議会には、7件の陳情書が提出され、うち5件を一部採択を含めて採択し、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。

### 在日米軍普天間基地の早期返還、 日米地位協定の抜本改定を求める意見書

1. 普天間基地をはじめ、すべての在日米軍基地所属の全機種の絶点検を実施させるとともに、実効ある再発防止策が講じられるまで、すべての機種の飛行を中止させること。
2. 騒音被害と事故不安が深刻化している普天間基地について、1996年のSACO合意に基づき、早期全面返還を実現すること。
3. 事故現場の給排気管化を重大視し、主権国家の立場から早急に日米地位協定の抜本改定を図ること。

### 誰もが安心して利用できる 介護保険制度への改善を求める意見書

1. 一事2割～3割への利用料の引き上げをやめ、支払能力に応じた負担割合に改めること。
2. 住民税非課税者の利用料は3%とすること。
3. 国として、保険料の減免制度の基準を設けること。
4. 障害者支援費制度との統合をやめること。
5. 要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。
6. 施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任でめること。

### 消費税の税率据え置きに関する意見書

1. 税率改正は慎重に検討し、経済動向が不透明である現在、消費税率の引き上げは行わないこと。

### 公共事業を防災・生活関連に転換し、 天竜川上流河川事務所の執行体制等の拡充を 求める意見書

1. 公共事業を国民のくらしと国土・環境保全・防災優先に転換すること。
2. 公共事業の公正・民主・効率的な執行や良質な社会資本整備など国民本位の公共事業推進のため、事務所・出張所などの縮小・統廃合等を行うのではなく、事業推進の第一線である天竜川上流河川事務所・出張所の機構整備・充実と、防災・事業執行体制に見合う必要な職員を確保すること。
3. 地域間格差を一層拡大するような地方分権は行わないこと。
4. 地方交付税・補助金などの削減を行わず、防災・環境保全など必要な事業に対する地方財源への援助を行うこと。

### 安全・安心の医療制度の確立を求める意見書

1. 新たな高齢者からの医療保険料の徴収などの計画は撤回すること。
2. 複合診療、株式会社の参入などは慎重に検討すること。
3. 高齢者の窓口負担を軽減すること。
4. 医療事故防止のため、国が責任を持って対策を強化し、命と安全にかかわる財政措置を講ずること。
5. 医師、看護職員をはじめとする医療・福祉労働者を大幅に増やす施策を講じ、安全でゆきとどいた医療・看護、介護を保障すること。